

令和6年度  
北名古屋市地域公共交通計画策定支援業務  
プロポーザル実施要領

2024年3月

北名古屋市地域公共交通会議

## 1 業務の目的、プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

### (1) 業務の目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「地域交通法」という）等の一部を改正する法律が 2020年11月27日に施行され、これにより、全ての地方公共団体が地域公共交通計画を策定するよう努力義務化された。

これを受けて本市では、地域公共交通を取り巻く様々な課題に、関係者が一体となって対応していくために、持続可能な地域旅客運送サービスの確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画として「北名古屋市地域公共交通計画」（計画期間：2025～2029年度）（以下、「本計画」という。）を策定することとした。

本業務はノウハウを持つ者に、策定に必要な調査、分析及び協議会の運営等の支援を委託するものである。

### (2) プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

本業務は、価格のみではなく事業者（配置する技術者、担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があるため。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

北名古屋市地域公共交通計画策定支援業務委託

### (2) 業務場所

北名古屋市地域公共交通会議事務局及び別途協議会が指定する場所

### (3) 業務内容

北名古屋市地域公共交通計画策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### (4) 業務期間

契約締結日の翌日から 2025年3月21日(月)まで

### (5) 提案限度額

13,610,000円(税抜)

## 3 実施するプロポーザル方式の型

公募型プロポーザル

## 4 提案資格要件

本プロポーザルに提案する者は次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 2024年3月1日現在における北名古屋市の入札参加資格者名簿登録者のうち「あいち電子調達共同システム（物品）」の以下の分類登録がしてある者。
  - 大分類「3. 役務の提供等」
  - 中分類「07. 調査委託」
  - 小分類「10. 交通関係調査」
- (2) 地方自治法施行令（平成14年法律第154号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 北名古屋市指名停止措置要綱（平成25年告示第174号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 次の申立てがされている者でないこと。
  - ア 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立て
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て
- (5) 北名古屋市暴力団排除条例（平成23年条例第2号）に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- (6) 管理技術者として以下の要件を満足する者を立てることができること。
  - ア 2019年4月1日から2024年3月31日までに、1件以上、地域公共交通計画等類似計画の策定業務の支援について、履行した実績があること。
  - イ 次の資格を保持している者であること
    - 技術士 建設部門（都市及び地方計画）又は
    - RCCM（都市計画及び地方計画）

## 5 受託候補者決定までのスケジュール

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| ① プロポーザル受付開始 | 2024年3月26日(火)      |
| ② 質問受付期限     | 2024年4月5日(金) 午後5時  |
| ③ 質問に対する回答   | 2024年4月9日(火)       |
| ④ 参加表明書提出期限  | 2024年4月9日(火) 午後5時  |
| ⑤ 参加資格確認結果通知 | 2024年4月10日(水) 午後5時 |
| ⑥ 提案書提出期限    | 2024年4月25日(木) 午後5時 |
| ⑦ プレゼンテーション  | 2024年5月10日(金)      |
| ⑧ 審査結果の通知    | 2024年5月10日(金)      |

## 6 提案書類等

本プロポーザルに参加を希望する者は次の書類を提出すること。

	様式	書類名	部数	提出期限
ア	様式 1	プロポーザル参加表明書	1部	4月9日(火) 午後5時
イ	様式 2	提案者情報調書		
ウ	様式任意	業務実績が確認できる契約書等の写し		
エ	—	登記事項証明書		
オ	—	直近年度の納税証明書		
カ	様式 2	提案者情報調書	11部 うち1部を 正本とする	4月25日(木) 午後5時
キ	様式 3	提案書		
ク	様式任意	業務実績が確認できる契約書等の写し		
ケ	様式 4	— 1 担当技術者調書 — 2 管理技術者の経歴及び実績調書		
コ	様式任意	企画提案書		
サ	様式 5	見積書		
サ	様式任意	見積書の積算内訳		

※ 必要な書類は北名古屋市ホームページからダウンロードすること。

## 7 質疑応答

### (1) 質問書の提出方法

質問がある場合は、4月5日(金)午後5時までに、質問書(様式6)を北名古屋市地域公共交通会議事務局の下記メールアドレス宛にメールで、件名「プロポーザルに関する質問(事業者名)」として提出し、メール送信後、必ず下記に確認の電話をすること。

メールアドレス [bosai@city.kitanagoya.lg.jp](mailto:bosai@city.kitanagoya.lg.jp) (令和6年3月31日まで)  
[machi@city.kitanagoya.lg.jp](mailto:machi@city.kitanagoya.lg.jp) (令和6年4月1日以降)

電話 0568-22-1111

協議会事務局は、質問書を受付後、確認のメールを送信する。

### (2) 質問書に対する回答

提出された質問への回答は、質問者を特定できないようにした上で、4月9日(火)までに市ホームページに掲載する。

## 8 プロポーザル参加表明

本業務のプロポーザルへの参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

### (1) 提出書類

- ① プロポーザル参加表明書（様式1）
- ② 提案者情報調書（様式2）
- ③ 業務実績が確認できる契約書等の写し（任意様式）
- ④ 会社役員一覧（任意様式）

※ 提出書類の様式は北名古屋市ホームページからダウンロードする。

### (2) 提出場所及び提出方法

持参又は郵送で、北名古屋市地域公共交通会議事務局（北名古屋市まちづくり推進課）に1部提出すること。

※ 郵送の場合は、提出期限必着とする。

### (3) 提出期限

2024年4月9日(火) 午後5時

## 9 提案方法

参加表明者の提案資格の確認後、選定通知書の送付を受けた者は、以下のとおり提出書類を提出すること。

### (1) 提出書類

- ① 提案者情報調書（様式2）
- ② 提案書（様式3）
- ③ 業務実績が確認できる契約書等の写し（任意様式）
- ④ 技術者調書（様式4）
- ⑤ 企画提案書（任意様式）

※ A4判・文字サイズ 11 ポイント以上で 20 ページ以内とする。

- ⑥ 見積書（様式5）
- ⑦ 見積書の積算内訳（任意様式）

※ 提出書類の様式は北名古屋市ホームページからダウンロードする。

### (2) 提出場所及び提出方法

持参又は郵送で、北名古屋市地域公共交通会議事務局（北名古屋市役所まちづくり推進課）に前記「6 提案書類等」に示したカ～サを1部として、11部を提出すること。

うち1部を正本とするため、②提案書、⑥見積書は押印した原本を提出すること。残り10部の提案書、見積書はそのコピーで構わない。

※ 郵送の場合は、提出期限必着とする。

### (3) 提出期限

2024年4月25日(木) 午後5時

#### (4) 提案書等の取扱い

- ① 提案書等提出後の記載内容の変更は認めない。
- ② 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、提出者の負担とし、提出された提案書等は返却しないものとする。
- ③ 提出された提案書等は、受託候補者を特定する目的にのみ使用し、提出者に無断でその他の目的には使用しない。
- ④ 提出された提案書等は、必要に応じて複製することもあり得る。

## 10 審査方法

### (1) 審査委員

北名古屋市地域公共交通会議専門部会設置規程で定める計画策定業務提案審査部会の部会員において(2)以降に記載する審査方法により審査を行う。

### (2) 審査方法

提出された書類及び企画提案に関するプレゼンテーションによる審査を実施し、その結果最も優れた企画提案を行った事業者を契約の優先交渉者として決定する。

### (3) プレゼンテーション

提案書等を提出後、次のとおりプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

- ① 実施日 2024年5月10日(金) 予定
- ② 実施時刻及び場所は、別途連絡する。
- ③ 出席者：3名以内（そのうち、予定管理技術者が必ず出席すること。）
- ④ 方法

ア 1者につき30分以内とする。

イ アの内訳は準備5分、プレゼンテーション15分、質疑応答10分とする。

### ⑤ 提案内容の説明

ア プレゼンテーションは提出した企画提案書のみで行うこととし、追加資料等の配布は認めない。

イ プロジェクター等の機器の使用は認めるが、企画提案書の内容の範囲を超えないこと。提案書の内容と乖離した場合は減点の対象となる。

### ⑥ 質疑応答

ア 委員が提案者に対し質問を行う。

イ 質問に対する回答は、出席者の誰が行ってもよい。

### ⑦ その他

ア プレゼンテーション及び質疑応答は非公開とする。

イ プレゼンテーション及び質疑応答を行う順は、参加表明書の受付順とする。

#### (4) 受託候補者の決定方法

- ① 委員は、書類等一式及びプレゼンテーションの内容をもとに総合的に判断し審査を行う。
- ② 審査は各委員が独立して審査基準に基づき点数を付け、その合計点が最も高い提案者を受託候補者に選定する。また、次点受託候補者も特定する。
- ③ 合計点が同じ場合は、委員がそれぞれ付けた点数のうち、最も低い点数がより高い提案者を上位とする。
- ④ その他必要な事項は、委員長が別に定める。

### 11 審査基準

企画提案書等の評価項目、評価の着目点、配点及び採点方法は、別表「評価項目一覧表」のとおりとする。また、提案者が最低限満たすべき点数の基準は6割以上（合計点）とする。この基準を満たす者がいない場合は、再度選定等を行うものとする。なお、提案者の数が1である場合においても審査を行う。

### 12 審査結果の通知

審査の結果はにより、全ての提案者に通知する。

### 13 審査結果の公表

審査完了後、選定結果を北名古屋市ホームページで公表する。公表は契約締結後に行うこととする。なお、提案者名の公表は次のとおりとする。

- ① 契約相手が受託候補者の場合は、受託候補者のみとする。
- ② 契約相手が次点受託候補者の場合は、受託候補者及び次点受託候補者とする。

### 14 その他

- ① 本プロポーザルに参加する者は、実施要領を熟読し、これを遵守すること。
- ② 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等の内容や審査結果事項について不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- ③ 提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。また、提出された提案書等は返却しない。
- ④ 受託候補者として決定された者を対象として、業務内容、仕様書等の契約内容を協議した上で当該業務を委託する相手方を決定するので、受託候補者の決定をもって提案者の企画提案内容全てを了承するものではなく、また、当該業務委託する相手方を決定するものではない。
- ⑤ 受託候補者が契約締結までの手続き期間中に失格となった場合又は受託候補者との契約に係る協議が不調となった場合は、次点受託候補者と契約に係る協議を行う。

- ⑥ 業務内容、仕様書等の契約内容の協議が整った上で、北名古屋市地域公共交通会議が契約書を作成する。
- ⑦ 受託後、死亡、病気、退職等、受託者の責めに帰すことができない場合を除き、提案書に記載された実施体制（統括責任者、担当者等）の変更は認められない。
- ⑧ メール通信事故があった場合でも、北名古屋市地域公共交通協議は一切の責任を負わない。
- ⑨ この事業における成果物は発注者の北名古屋市地域公共交通会議に帰属する。
- ⑩ 次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる
  - ア 本要領に定める手続き等に適合しない場合
  - イ 提出書類に虚偽があった場合
  - ウ 本プロポーザル開始後、審査委員会委員と当該業務に関する接触を求めた場合
  - エ 見積書の金額が提案限度額を超える場合

#### 14 担当部課及び連絡先

北名古屋市地域公共交通会議事務局

所在地 〒481-8531 北名古屋市西之保清水田15番地

電 話 0568-22-1111

F A X 0568-26-4100

メールアドレス [bosai@city.kitanagoya.lg.jp](mailto:bosai@city.kitanagoya.lg.jp) (令和6年3月31日まで)

[machi@city.kitanagoya.lg.jp](mailto:machi@city.kitanagoya.lg.jp) (令和6年4月1日以降)

担 当 鈴木、反橋

※令和6年4月1日より事務局が防災環境部防災交通課から生活安全部まちづくり推進課になり、メールアドレスも変わりますので、ご注意ください。



## 別表 評価項目一覧表

評価項目		評価の着目点	配点
企画提案	考え方、現状把握	北名古屋市の地理、施設配置、人流等の特徴から、北名古屋市固有の事情が把握できているか。	20
		計画策定で重視すべき考え方、実効性のある計画に向けた考え方が示されているか。	20
	遂行力、実効性、実現性	計画策定までの作業手順や工程が効率的で実現可能性があるか。	10
		利用状況や潜在的なニーズの調査、分析及び把握の方法が、データ等を有効に活用しており、エビデンスに基づいたものとなっているか。	10
	企画力、提案力、先進性、創造性	将来実装が想定される技術も含め、多様な交通モード・サービスを熟知し、それぞれの役割分担を意識した計画策定の支援が期待できるか。	10
		その他、地域公共交通計画の策定に関して、効果的な工夫、独自の提案、事業者の強みがあるか。	10
合計			80

各項目の採点にあたっては、以下の評価基準により評価を行う。

評価基準	採点
創意・工夫があり、内容が極めて優れている。	配点×1.0
創意・工夫があり、内容が優れている。	配点×0.8
平均的な内容である。	配点×0.6
指定した項目は記述されているが、内容が劣っている。	配点×0.4
指定した項目が記述されているが、内容が著しく劣っている。	配点×0.2